

県社保協「税・国保 滞納・差押ホットライン」(1/25)が実施されました！

香川民医連が事務局を担当している県社保協と高松あすなるの会（クレジット・サラ金被害者の会）の共催で、1/25（木）に税金や国保料などの滞納と差し押さえに関する電話相談会が実施されました。この取り組みは、中央社保協と滞納処分対策全国会議の提起を受けて、全国一斉で実施された取り組みになります。

相談会に先立って、1/18（木）には、税理士で、けいはん医療生協の理事長もされている戸田信夫さんを講師に招いて、「滞納処分にルールあり。適正な徴税実務とは」と題した事前学習会が香川医療生協研修室で開催され、職員 12 名の他、地方議員、弁護士、高松市社協職員、新聞記者など多彩な方が参加しました。講演の中で戸田さんからは、全国的に滞納者に対して、差押などの滞納処分を前提とした対応を行っている自治体が広がってきている中で、滞納処分と言う強制的な措置は、あらゆる手立てを尽くした上での最後の手段であること、また、やむを得ず差押を行う場合も、差押が禁止されている財産などの制限があるこ



と、さらにこれらの法律でも定められているルールを知らない自治体職員が少なからずいる問題などが話され、私たち支援者の側がしっかりとした知識を身につけて対応していく必要があることが強調されました。

事前学習会を受けて実施された 1/25 の電話相談には、平病から渡辺 SW、協同病院から笠井 SW の他、あい法律事務所の 2 名の弁護士、県商工団体連合会と高松あすなる会の事務局職員などが待機して対応し、2 件の相談（税金の滞納により、丸亀市から家財物品の差押を受けた事例など）が寄せられました。



リレー投稿

憲法改正をどれだけの国民が望んでいるのでしょうか。私は疑問に思います。共同通信社が憲法施行 70 年を前に行った世論調査によると、日本が戦後、海外で武力行使しなかった理由について「憲法 9 条があったからだ」とする回答は 75% に上ったそうです。

今日、70 周年を迎える日本国憲法は、これまで一字一句変更が施されていない世界史でも稀な超硬性憲法であると言われています。憲法の観点からは、11 条や 13 条の国民の基本的な人権や幸福追求権を守るための政府の安全保障政策は、国際法では「自衛権」で合法化されます。しかしながら、集団的自衛権は、外国からの要請に基づき、その外国の防衛を援助する権利であり、憲法 13 条は、国民の生命・自由・幸福追求の権利の保護を義務付ける規定であり、集団的自衛権の根拠とすることは間違っていると思うのです。

内閣府の世論調査（平成 27 年 1 月に実施された「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」）によれば、現状の自衛隊について、「よい印象を持っている」と回答した人は 92.2% で災害救助などの

自衛隊の活動に好印象を持っています。自衛隊の防衛力について、「増強した方がよい」と回答した人は 29.9% に過ぎず「今の程度でよい」と回答した人は 59.2% です。大半の方はこれ以上の防衛力増強を望んでいません。国民の多くは自衛隊の合憲性を明確にするために、敢えて憲法 9 条を改正する必要はないだろうと思っているのです。行政府の頂点にある安倍首相が改憲の号令をかけるのは、誰が考えてもおかしな話です。

今、日本は高齢化がどの国より進み、早々に取り組むべき課題がいっぱいあるはずで、改憲を望む声が国民の何処にあるのか、それとも安倍首相の耳元でご先祖様（岸信介）が「改憲」「戦争」とささやいているのでしょうか。

（栗林公園前薬局 須那満代）

安倍改憲に

物申す



一言